

「学校安心ルール」

大阪市立弘済小中学校 分校

◆主 旨：学校教育の範囲内で発生した問題行動（授業離脱・教師への反抗・器物損壊・無気力な態度等）や学園内で起因し、学校教育活動に著しく影響を及ぼす問題行動に対して、指導内容と対応基準を設定する。

◆目 的：①迅速な対応 ②明確で統一された指導と対応 ③再発の防止 ④学習機会の保障と学力補充

◆指導と対応：学校の全教職員で対応するが、事象・事案によって、学園職員・支援職員の協力・応援を要する。（特に、第3段階レベルに対して）。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階 レベル	・授業時間におくれる ・忘れ物を繰り返す	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場注意 場合により学園に連絡 ・指導教室での個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階 レベル	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をしたり、授業をさぼって校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたような発言	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意し、園に連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階 レベル	・授業中故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に激しく反抗する ・こわがらせるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・園に連絡し、園と連携して指導 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う ・状況により個別指導教室を活用する
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）は、教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

【寮指導の児童・生徒に対する対応】…… ○は、学級に戻る前に指導する担当者。 △は、状況、状態等により指導を担当。 ※寮指導日数は、土曜、日曜日を含まない。

在寮指導日数	担任または副担任	生活指導担当	管理職	学級復帰時期等
1日以内	○	△		・担任または副担任の指導後に入級か翌日入級。
1～3日以内	○	△	△	・状況により指導教室での振り返り、副校長による指導後の翌日入級。
4日以上	○	△	○	・指導教室での振り返り、副校長による指導後の翌日入級。

※寮指導とは、寮で起こる無断外出、寮担当者への暴言・反抗、いじめ・暴力行為、生活日課のさぼりなどに対して、一定期間他の子どもと切り離して行う学園独自の指導。